

寝屋川市子ども・子育て会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例（昭和39年寝屋川市条例第27号）第3条の規定に基づき、寝屋川市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

(委員)

第3条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

この場合において、第6号及び第8号に定める委員の任命に当たっては、市長は、あらかじめ、教育委員会と協議するものとする。

- (1) 公募による市民
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 寝屋川市の区域内において活動している助産師
- (4) 大阪府中央子ども家庭センター職員
- (5) 寝屋川市民生委員児童委員
- (6) 寝屋川市立小学校長
- (7) 寝屋川市私立幼稚園協議会会員
- (8) 寝屋川市立幼稚園長
- (9) 寝屋川市民間保育所協議会会員
- (10) 寝屋川市立保育所長
- (11) 寝屋川市の区域内にある企業の代表者等
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、委員となった日の属する年度の翌年度の末日までとし再任することを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 子ども・子育て会議に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 委員長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の総数の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(資料の提出等の要求等)

第6条 子ども・子育て会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係職員に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 子ども・子育て会議は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(報告)

第7条 子ども・子育て会議は、調査審議の結果を速やかに市長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、こども部こどもを守る課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年規則第5号) 抄

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 1 この規則による改正後の寝屋川市子ども・子育て会議規則第 3 条第 2 項の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に寝屋川市子ども・子育て会議規則第 3 条第 1 項の規定により委嘱又は任命を受ける委員について適用する。
- 2 施行日において現に寝屋川市子ども・子育て会議の委員である者の任期は、この規則による改正前の寝屋川市子ども・子育て会議規則第 3 条第 2 項での規定にかかわらず、平成 32 年 3 月 31 日までとする。